

平成30年度第1回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：平成30年5月21日（月）14時00分～16時00分

場 所：小牧市役所 東庁舎5階 大会議室

【出席委員】

小柳 松夫、沖本 廣幸、水谷 勉、船橋 武男、舟橋 雅彦、舟橋 幸正、野畑 紀子、北出 恵子、河邊 文雄、野々垣 重男、杉本 真一、高橋 浩司、五藤 隆夫、川渕 義隆、加藤 豊、河村 典久、一戸 貢、貝 隆、中村 豊子、馬場 容子（20名）

【欠席委員】

なし

【事務局】

神戸市民生活部長、林市民生活部次長、藤田ごみ政策課長、長谷川（妙）ごみ減量推進係長、長谷川（宏）収集美化係長、夫馬主査、近藤主事

内 容

藤田 課長	本日は、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。 私は、本日の進行を務めます、ごみ政策課長の藤田です。よろしく申し上げます。 今回は委員の改選となりますので、会を始めます前に伊木副市長より委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。
藤田 課長	委嘱させていただく委員は、区長会代表者6名、各種団体代表者6名、事業者代表3名、学識経験者1名、一般公募4名の20名であります。本来ならば、お一人おひとりにお渡しするところではありますが、時間の都合もありますので、代表の方にお受取りいただきたいと思います。 それでは、委員を代表いたしまして一般公募で委員になられました馬場容子様、前のほうに申し上げます。
伊木副市長	～ 委嘱状交付 ～
藤田 課長	それでは、ここで伊木副市長よりご挨拶申し上げます。

伊木副市長	～ あいさつ ～
藤田課長	<p>誠に勝手ながら副市長は他の公務のため、これで退席させていただきます。</p> <p>～ 退席 ～</p>
藤田課長	<p>引き続き、委員の皆様には事務局より委嘱状をお渡しさせていただきます。</p> <p>～ 委嘱状配布 ～</p>
藤田課長	<p>これより、第1回廃棄物減量等推進審議会に移ります。会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。委員の皆様はご起立ください。</p> <p>本日の次第に市民憲章を掲載しております。そちらをご覧ください、私が先導させていただきますので、続いてご唱和をお願いいたします。</p> <p>～ 唱和 ～</p>
藤田課長	<p>ご着席ください。それでは、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>～ 資料確認 ～</p>
藤田課長 藤田課長	<p>それではこれより平成30年度第1回の小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。本審議会の会長及び副会長が決定するまでは私が進行をさせていただきます。</p> <p>まず今回、委員を改選して初めての会議ですので一言ずつ自己紹介をお願いします。資料の1ページに名簿がございますので、上から順番にお願いします。</p>

藤田 課長	<p>～ 自己紹介 ～</p> <p>続いて、事務局の紹介をさせていただきます。</p>
藤田 課長	<p>～ 事務局紹介 ～</p> <p>なお、この会議及び会議の会議録は、公開となっておりますので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、まず事務局から次第4の小牧市廃棄物減量等推進審議会についてご説明させていただきます。</p>
長谷川(妙) 係長	<p>それでは、次第4「小牧市廃棄物減量等推進審議会について」ご説明します。</p> <p>説明が長くなりますので、恐縮ですが着座にて失礼します。</p> <p>お手元の資料の2ページをご覧ください。</p> <p>本審議会は、平成20年4月1日から施行されました小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例に規定されたものです。</p> <p>条例第6条第2項にありますように20名以内の委員をもって組織することとなっています。</p> <p>委員の任期については、資料の3ページになりますが、規則第3条第2項及び第3項にありますように2年とし、再任は妨げないこととなっています。</p> <p>したがって、今回委員になられた皆さまにおかれましては、平成32年3月31日までの任期となります。</p> <p>また、当審議会の審議事項としては、資料の4ページにあります小牧市廃棄物減量等推進審議会運営要綱の第2条</p> <p>(1) 一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること</p>

長谷川 (妙) 係長	<p>(2) 廃棄物の減量、再利用等の推進等に関すること となっていますので、これらについて、年間に3回ほどご審議 いただきます。</p> <p>本年度の開催時期については、資料の10ページをご覧ください。</p> <p>第1回は本日開催をしております、第2回は9月、第3回は来年 の2月を予定しております。各回の議事についてですが、第1 回の会議で「小牧市ごみ処理基本計画」に対する現在の進捗状 況を振り返った後、第2回及び第3回の会議で来年度の「小牧 市一般廃棄物処理実施計画」をご審議いただきます。この2種 類の計画の詳細については、後ほど、議事の中でご説明します。</p> <p>また、第3回の会議では、資源回収貢献団体及びごみ集積場 管理功績団体を選考いたします。</p> <p>資源回収貢献団体とは、本市が実施している資源回収団体に 対する奨励金の交付事業に関して本市が目指す目標に対して 大いに貢献していると判断できる団体であり、ごみ集積場管理 功績団体とは、本市内の129の行政区のうち、ごみ集積場の 管理状態が優れていると判断できる行政区の事です。それぞれ に該当する団体をご審議いただき、毎年3月に開催する資源回 収団体連絡会議の冒頭において感謝状贈呈式を行うものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
藤田 課長	<p>続きまして、次第5の議事に入ります。</p> <p>議事(1)「会長及び副会長の選出について」ですが、規則 第4条第1項で「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の 互選によりこれを定める」となっておりますが、いかがいたし ましょう。</p>
貝 委 員	<p>事務局の提案などはございませんか。</p>
長谷川 (妙) 係長	<p>事務局案としましては、例年区長会連合会長に会長をお願い しております。これは、各お地元の課題として、ごみの案件が 大きな比率を占めており、小牧市のごみの現状について現場の</p>

長谷川(妙)係長	<p>声を一番把握されているためです。従って、会長に小柳委員を。また、副会長には当審議会に長期に亘りご尽力いただいております五藤委員に引き続きお願いをできればと考えますがいかがでしょうか。</p>
全 委 員	<p>～ 拍手 ～</p>
藤 田 課 長	<p>多数の拍手をいただきましたので、当審議会の会長には小柳松夫委員、副会長には五藤隆夫委員が選任されました。お二人とも前の席へお願いします。</p> <p>～ 会長・副会長移動 ～</p>
藤 田 課 長	<p>それでは、ただいま就任されました小柳会長、五藤副会長にごあいさつをいただきたいと思います。</p> <p>まず、始めに小柳会長お願いします。</p>
小 柳 会 長	<p>～ あいさつ ～</p>
藤 田 課 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、五藤副会長お願いします。</p>
五藤副会長	<p>～ あいさつ ～</p>
藤 田 課 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、規則第4条第2項の規定に基づき、小柳会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
小 柳 会 長	<p>それでは、議題（2）「目標の達成に向けた取組み（小牧市ごみ処理基本計画）の達成状況について」事務局の説明を求めます。</p>

近藤主事

それでは、議事（２）「目標の達成に向けた取り組み（小牧市ごみ処理基本計画）の進捗状況について」ご説明します。

説明が長くなりますので、恐縮ですが着座にて失礼します。

議事の内容に入る前に、「小牧市ごみ処理基本計画」及び「小牧市一般廃棄物処理実施計画」についてご説明します。

市町村は、廃棄物処理法の規定により、目標年次を１０年から１５年先において、長期的視点に立った基本方針を定める基本計画とこの基本計画に基づき、年度ごとに策定する実施計画を定めることとなっております。

本市において、その長期的な基本方針を定めた基本計画が平成２７年度から３６年度までの１０年間を計画期間とする「小牧市ごみ処理基本計画」で、この基本計画に基づいて単年度ごとに定めたものが、「小牧市一般廃棄物処理実施計画」となります。お配りいたしました別添資料に、昨年度ご審議いただいた今年度（平成３０年度）実施計画がございますので、後ほどご確認ください。

ごみ処理基本計画の概要については、冊子の２２ページをご覧ください。

本計画は、平成２６年度に策定いたしました。基本理念を前計画から継承し、「資源循環型社会の構築」としてしています。この基本理念を実現するための方針として「市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発」「市民・事業者・行政の協働による３Ｒ推進」「柔軟なごみ収集の推進と適正なごみの処理」の３つを掲げております。計画書の２４ページにあるとおり、この方針に沿った具体的な取り組み内容を定めています。

計画書の２３ページにお戻りください。

ここでは、ごみの減量や資源化などの施策に取り組んでいくことにより達成を目指す目標値を中間年度となる平成３１年度と最終年度となる平成３６年度とで記載しております。

近藤主事

策定当時予定していた取組みと異なるところがあるので、一概に比較はできませんが、ごみの排出量を削減し、再資源化率を向上させることを目標としています。

なお、各年度の詳細な見込み量等には、巻末のA3資料に記載してありますので、後ほどご確認ください。

以上で計画の概要の説明を終了します。

ここからは、議事の説明をさせていただきます。

まず、資料の6ページをご覧ください。減量・再資源化の数値目標についてですが、「資源を除く家庭系ごみ（いわゆる燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ）1人1日あたりの排出量」については、目標値の435.0gに対して実績値が430.6gとなっています。また、「資源を除く事業系ごみ（エコルセンターに搬入される事業所からのごみ）の年間排出量」については、目標値の11,783トンに対し実績値が11,642トンとなっており、これらについては、概ね目標を達成しました。

再資源化率については、まだ市外の再資源化施設で処理をした事業系資源の集計が間に合っていないため、現状は空欄とさせていただきますいております。こちらは、第2回の会議の中でお示しする予定です。

詳細については、会議資料の8ページの「平成29年度のごみ・資源の排出状況」をご覧ください。

家庭系ごみについては、表の中段「家庭系ごみ 小計A」の欄をご覧ください。こちらは、「燃やすごみ」「破碎ごみ」「粗大ごみ」の家庭系それぞれを合計したものとなります。昨年度の排出量は、約24,042トンとなり、平成28年度と比較をしますと、約254トン減少し、微減となりました。

事業系ごみについては、同じく中段「事業系ごみ 小計B」の欄をご覧ください。昨年度の排出量は、約11,642トンとなり、平成28年度とほぼ横ばいとなっております。

資源については、特に着目する点は、「雑がみ」と「剪定枝」

近藤主事

です。雑がみは、昨年4月から分別を簡素化し、排出量は約415トンで平成28年度の約1.7倍となりました。また、剪定枝は、拠点回収場所が市民の方に認知されてきたこと、クリーンアップや大掃除で出された落ち葉などを燃やすごみとは別で収集し、拠点回収場所へ持ち込んだこと、昨年12月に第3資源回収ステーションを開設したこともあり、排出量は約560トンで平成28年度の約1.5倍となっております。資源全体としては、昨年度の排出量が約7,452トンとなり、平成28年度とほぼ横ばいとなりました。

最後に、一番下段「総合計 D」の欄をご覧ください。こちらは、これまでご説明した「家庭系ごみ A」「事業系ごみ B」「資源 C」の合計となります。平成29年度の総排出量は、約43,136トンとなり、平成28年度と比較しますと、約250トン減少し、微減という結果となりました。

続いて、取り組み状況についてご説明します。

資料のページをお戻りいただいて改めて6ページをご覧ください。2つ目の表で、計画の25ページから29ページまでに掲げた個々の取り組みの進捗状況を平成28年度と平成29年度の2ヶ年分を◎、○、△で評価して掲載していますので、計画書と合わせてご覧ください。

まず、取組1-(1)の①市民・事業者への情報提供です。項目が2つございますが、昨年4月から雑がみの分別を簡素化したことや新小木に第3資源回収ステーションを開設したこと、古紙・古布が排出できるごみ集積場を増加させたことの周知をはじめ、ごみの出し方の注意点や排出時間の徹底などを広報やホームページ等で行い、その他お地元の回覧を通じて周知をし、ごみ集積場掲示用のポスターを作成して啓発に努めました。

また、現在、市ではスマートフォン向けのごみ分別アプリを2種類配信しております。平成28年度から配信を開始した「ごみの日ナビ」は、4月30日時点で約13,800件のダ

近藤主事

ウンロードがあり、それに加えて昨年度からはポルトガル語やスペイン語など7言語に対応したアプリの配信をはじめました。

外国語版アプリについては、ホームページでも宣伝をしているほか、外国語のチラシを作成し、共同住宅の管理会社へも配布をしました。

次に、取組1-(2)の①市民の意識啓発です。次の頁にわたり5つ項目がございますが、毎日市内を巡回する廃棄物処理適正指導員を4名配置し、ごみ集積場を確認して回っております。不適正排出者を特定できた場合は、そのままお宅へ訪問して指導に当たっています。

昨年度は文書による指導を含め、221件の不適正排出者に対して指導を行いました。

次に、感謝状についてはごみの抑制や資源化の推進に努める資源回収団体やごみ集積場の美化や管理に尽力していただいた行政区に対して感謝の意を表し、毎年贈呈をしております。

昨年度は、資源回収団体12団体及び行政区9区に対して、感謝状を贈呈しました。

続いて、自主回収場所の利用促進ですが、市では、ごみの減量・資源化が推進できれば方法は拘っておりません。したがって、市内のスーパーなどに空きスペースを利用した資源回収コンテナの設置をはたらきかけ、あわせて市民に対してもパンフレットや出前講座等を通じて周知に努めています。

次に、エコハートショップ認定制度の推進ですが、これは市内のごみ減量、排出抑制、再生品商品の販売その他リサイクル活動に積極的に取り組んでいる販売店をエコハートショップとして認定しているもので、平成18年度から認定を開始し、現在18店舗を認定しています。

最後に、計画書を1ページめくっていただいてリサイクルプラザ（エコハウス・小牧）での啓発活動ですが、中間処理施設であるリサイクルハウスでは空きびん、空き缶、ペットボトル

近藤主事

の選別、圧縮、減容といった処理工程の見学会、啓発施設であるプラザハウスでは、とんぼ玉作り、紙すき体験といったリサイクル体験教室、古着・古本のリユースコーナーなどの設置を行い、意識啓発に努めています。

続いて、②事業者の意識啓発です。項目が3つございますが、販売・生産事業者への指導として、過剰包装等の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用等について、販売・生産事業者に引き続き要請してまいります。

次の排出事業者への指導については、計画書の27ページにあります「環境センターへの搬入物の確認指導」、「減量化計画書を用いた排出抑制の推進」及び計画書の28ページにあります「事業系資源の市外再資源化施設への搬入促進」と類似しているためあわせてご説明します。

本市では、事業系ごみは量の多少にかかわらず、地域のごみ集積場には出せないこととしています。したがって、巡回の折などに事業者のものと思われるごみを発見し、排出事業者が特定できる場合は、直接事業所まで出向き、指導をしています。

また、事業所や店舗の中で1日に100kg以上の一般廃棄物を排出する多量排出者や、一定規模以上の事業所、店舗を有している事業者には減量化計画書の提出を義務付け、資源化できる紙をエコルセンターで処理するのではなく、再生事業者での処理を誘導するなど排出抑制や再資源化を推進しています。

昨年度は特にエコルセンターでの搬入物展開調査の結果、コンビニエンスストアの排出状況が芳しくなかったため、各コンビニエンスストアの本部に対して指導を行い、分別の徹底とリサイクルできるものは、市外の再資源化施設への搬入促進をしました。

合わせて、市が許可を出している一般廃棄物収集運搬業者にも産廃をエコルセンターへ持ち込めない旨のチラシを配り、収集の段階でも分別状況を確認するよう指導を行いました。

計画書の26ページにお戻りいただき、不用品回収業者への

近藤主事

指導ですが、市の許可を得ずに一般廃棄物を回収することは違法行為であるため、市においてもこれらの情報を把握した際には、適宜指導を行ってまいります。

次に、取組２－（１）の①家庭系ごみの排出抑制及び資源化です。次のページにわたり項目が３つございますが、生ごみの堆肥化については、平成２８年度から家庭用生ごみ処理機、コンポスト容器、減容容器などに上限額はありますが、購入費の２分の１まで補助金を交付しています。昨年度は３８件の申請に対して補助金を交付しました。

次の子ども服リユースとは、３Ｒの推進を図るとともに、子育て支援をすることを目的に、市内の児童館８か所において概ね小学校低学年までの不要になった子ども服やマタニティを引き取り、必要とされる方に提供するものであります。平成２４年度から開始し、昨年度は５，９４６人の方に約２０，０００着の子ども服を提供しました。また、本年度も予定しておりますが、１１月に勤労センターで開催された、「こまキッズフェスタ」においても臨時イベントを開催し、多くの方にご利用いただきました。

計画書を１ページめくっていただき、２７ページになりますが、剪定枝粉碎機の貸出です。こちらは、平成２２年度から実施していますが、今後も市民に粉碎機を無償で貸し出し、家庭から出た剪定枝をチップ化して有効利用していただくことにより燃やすごみの減量及び資源化を図っています。

続いて、②資源化の促進です。項目が４つありますが、小型家電からの有用金属の回収では、電子機器に使用されているレアメタル等の資源化を促進するため、市内３か所の資源回収ステーションで回収を行っています。

続く、古紙類の資源化については、昨年度は雑がみの分別を簡素化し、金属やビニールのついた紙や防水加工された紙などこれまでは雑がみで出すことができなかった紙も雑がみで出

近藤主事

すことができるようにしました。収集量は先ほども申し上げましたとおり平成28年度の約1.7倍まで増加しています。

今年度も雑がみの雨天時回収や桃花台地区をモデル地区とした雑がみの毎週回収などを実施し、今後も燃やすごみに混在した紙類の削減と再資源化に努めていきます。

次に、剪定枝の拠点回収については、平日も持ち込める拠点回収場所を昨年12月に開設し、市内2か所で拠点回収をし、多くの市民の皆さまにご利用いただいているところであります。

また、今年度の秋頃には、剪定枝のごみ集積場収集を開始する予定であり、さらなる排出の利便性の向上や再資源化に努めてまいります。詳細については、後ほどその他の中でもご説明いたします。

最後に、資源回収団体との連携ですが、子ども会、PTAなどの各種団体による資源回収の実施は、ごみ減量、再資源化のみならず地域コミュニティの活性化にも大きく寄与しており、市では収集量に対して1kgあたり5円の奨励金を交付しています。

昨年度では、奨励金交付の対象外となる空き缶を含んだ数値となりますが、1,635トン収集されました。昨年度までは雑がみを含めて2種類以上の回収を交付の条件としていましたが、行政回収と対象とする品目が異なる雑がみは資源回収団体にとって足かせとなってしまったため、今年度からは任意での回収とし、交付条件を緩和しました。

続く取組2-(2)の①排出抑制及び計画書28ページに移り②事業系資源の市外再資源化施設への搬入促進については、先ほどご説明したとおりです。

次に、取組3-(1)の①収集体制の見直しについてです。これまで一部の地域で燃やすごみの収集が午後にさしかかり、からすなどによる被害が相次いでいたため、昨年10月に燃やすごみの収集が午前中に全ての地域で完了するよう体制を整

近藤主事

えました。

続いて、②市民の負担軽減です。高齢化などへの対応として現在、ごみ集積場への排出が困難な高齢者などの世帯に対し、戸別収集を行う「こまやか収集」を実施しておりますが、今後もケアマネージャー、ヘルパー、ボランティア等の福祉関係者や親族の方等と連携しながら、支援を継続してまいります。こまやか収集は、昨年度、155件の収集を実施しました。

最後に、③戸別収集の検討です。これまでの検討を重ねてきた戸別収集ですが、昨年度は業者に業務委託をし、10月から実施している燃やすごみの午前収集の影響も考慮して独自に費用や問題点を分析しました。分析の結果、狭歪道路がある地域や共同住宅の住民には恩恵がないことを考慮し、全体の費用対効果を鑑みながら、慎重に検討してまいります。

次に取組3-(2)の①適正な運転管理です。次のページにわたり項目が3つございますが、これは、計画書の32ページ以降に施設の概要を記載しているとおり、平成27年4月から稼働しております小牧岩倉エコルセンターについて、大きな事故も発生しておらず順調に稼働しています。大気汚染物質の測定・公表について地元区と協定を締結した厳しい基準値を大きく下回っております。

続いて②資源化の促進及び③最終処分場の維持については、計画書の33ページのフロー図をご覧ください。

燃やすごみ並びにごみ破碎施設にておよそ15cm角まで破碎した破碎ごみと粗大ごみは、ごみ熔融施設にて約1,800℃の高温で熔融処理し、建設資機材などに活用できる熔融スラグやメタルを回収しております。これにより資源回収量を増加させ、埋立処分される量を削減しています。

最後に、9ページに参考として掲載させていただいた「愛知県内10万人以上の市における順位（平成28年度実績）」ですが、これは環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査における県内10万人以上の市のごみ排出量の順位です。

近藤主事	<p>集計の方法が市とは異なるため、市の資料とは直接比較することはできませんが、表にあるとおり、本市のごみの排出量及びリサイクル率は、いずれの項目とも県平均を上回っており、特にリサイクル率は県内で1位となりました。</p> <p>長くなりましたが、説明は以上です。</p>
小柳会長	<p>ただいまの説明について、質疑・意見等があればお願いします。</p>
沖本委員	<p>小牧市ごみ処理基本計画についてですが、平成25年度のリサイクル率の数値が23ページと66ページとで同じです。しかし、平成31年度及び平成36年度は数値が異なるのは集計の方法が異なるからなののでしょうか。</p>
藤田課長	<p>集計の方法は異なります。先ほど計画の説明の中にもございましたが、事業所から排出される食品残渣や剪定枝などは、極力小牧岩倉エコルセンターで処理するのではなく、市外の再資源化施設へ持ち込むよう指導をさせていただいております。持ち込んだ量は、報告をさせていただいておりますので、それを資源として計上するようになりました。</p> <p>また、集計方法と直接は関係ありませんが、平成27年度から小牧岩倉エコルセンターが新しい施設に更新されました。計画書では、33ページとなりますが、フロー図の中で燃やすごみを右に辿っていただくと「スラグ」と「メタル」の記載があります。これらは、ごみを処理することで発生するものですが、最終的には道路舗装材等として再利用していることから資源として計上をさせていただいております。</p>
沖本委員	<p>平成27年度から小牧岩倉エコルセンターの炉がガス化熔融炉に更新されました。この炉では、ごみの量の約10%の量のコークスを副資材として使用していると思いますが、再資源化率やごみの排出量には含まれているのでしょうか。</p>

藤田課長	集計については、あくまでも排出されたごみの量を取り扱っているため、コークスの量は含まれていません。
貝委員	剪定枝の粉砕機ですが、何台を貸し出しており、実績はどのくらいなのでしょう。
藤田課長	現在、6台を最大8日間まで貸し出しております。実績については、現在資料がなく、数値を持ち合わせておりません。
杉本委員	剪定したものは、家庭でチップなどとして使用するのですか。それとも、どこか1か所で集めて資源化するのでしょうか。
藤田課長	剪定枝粉砕機については、貸出の条件として剪定したものをゴミとして捨ててしまうのではなく、各ご家庭でチップなどとして使用するようお願いしております。
中村委員	剪定枝のごみ集積場収集を実施する予定ということですが、もう燃やすごみの収集日には出せなくなり、別日で剪定枝を収集する日ができるということでしょうか。
藤田課長	予定している取組みとしては、これまでどおり燃やすごみの収集日に縛って排出された剪定枝を小牧岩倉エコルセンターで処理するのではなく、資源回収ステーションで一時仮置きをし、資源化するというものです。したがって、市民の皆さまにとって出し方が変わるということではなく、市の処理方法が変わるだけです。
舟橋(雅)委員	先ほどの剪定枝粉砕機は、家庭に土などで利用できる場所がなければ、借りることができないのですか。
藤田課長	剪定枝については、粉砕機を利用して処理する方法もありますが、拠点回収場所へ持ち込んで再資源化する方法もございま

	す。
杉本委員	粉砕したものは含水率が高いですし、家庭で処理をするというのは、なかなか難しいことだと思います。したがって、現在資源回収ステーションがございますので、そちらで拠点回収して資源化するというのはいかがでしょうか。
舟橋委員	粉砕したものは、なぜ回収しないのでしょうか。
藤田課長	導入の経緯まで把握していないので、確かなことは申し上げられませんが、ごみとして出さず家庭で利用してほしいという趣旨で始まった事業だからだと推測します。
舟橋(雅)委員	もし、可能だったら粉砕したものを資源として回収できるようにして欲しいです。そうすることで、粉砕機を利用する人が増加すると思いますので。
藤田課長	剪定枝の資源化については、まず粉砕機の貸出から始まり、拠点回収場所での回収、そして今回、第3の矢としてごみ集積場回収を実施するところです。したがって、整理仕切れていないところがございますが、今後も市民の利便性向上のため取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。
五藤副会長	<p>発言の中で「利便性」という言葉がありましたが、言葉の定義を明確にしていただかないと様々な意味のとり方ができてしまいます。</p> <p>これまで市は、審議会で出された意見を踏まえながら、取り組みを着実に実行されてきました。その結果、当日資料の9ページにもあるとおり、「1人1日あたりの家庭系ごみの量」は、500gを切り、457gとなっています。</p> <p>それから、先ほどご説明にもありましたとおり、スラグやメタルも資源化しており、リサイクル率では、他市を圧倒してお</p>

五藤副会長	<p>ります。</p> <p>そして、今はこの結果を受けて今後をどうしていくかということ細分化していく時期であり、そのために委員の皆さまも意見をしていますので、細かいところまで明確にお答えいただきたいです。</p>
舟橋(雅)委員	<p>昨年の区長会でお配りいただいた資料には、剪定枝のごみ集積場回収の項目に、「区におけるアダプトプログラムやボランティア清掃で排出する場合は、希望者に900の透明袋を配布します」とありますが、今回の資料にはありません。この話はなくなったのでしょうか。</p>
藤田課長	<p>剪定枝のごみ集積場回収のお話が出ましたので、先にその他で「平成30年度以降のごみ・資源の分別・収集方法の見直しについて」をご説明させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
小柳会長	<p>その他の中で説明があるということですので、議事はここで終了します。</p> <p>では、次第6その他について事務局の説明を求めます。</p>
夫馬主査	<p>続いて、その他(3)「平成30年度以降のごみ・資源の分別・収集方法の見直しについて」ご説明します。こちらについては、昨年度の第3回会議においてご説明させていただいたものとなりますが、委員の改選がありましたので、改めてご説明します。</p> <p>資料の11ページをご覧ください。</p> <p>平成27年4月に小牧岩倉エコルセンターのごみ処理施設を更新し、3年が経過しましたが、新ごみ処理施設は特に大きな問題もなく安定稼働しております。</p> <p>そこで、かねてより市民からの要望が多い、分別の簡素化について、新ごみ処理施設の処理性能に沿った形で変更するとと</p>

夫馬主査

もに、新たなごみ減量化施策の推進及びごみ処理費用の抑制に取り組んでいきたいと考えております。

まず、2の(1)の「分別の簡素化」についてご説明します。

現在、「破碎ごみ」(赤袋)は、月2回収集しております。収集したごみは、エコルセンターのごみ破碎施設に運び、破碎機で15cm程度にまで細かく破碎し、そこから金属を取り除いた後、「燃やすごみ」(白袋)と一緒にして、すべてを焼却しております。

そこで、今まで「破碎ごみ」としていたものの内、概ね15cm以下の小型なものについては、従来どおり「破碎ごみ」としても排出できますが、週2回収集している「燃やすごみ」として排出できるように変更いたします。

新たに排出できるものの例としては、輪ゴム、プラスチック製のペン、ゴムや皮の手袋、使い捨てカイロ、ストロー、歯ブラシ、除湿剤や乾燥剤などそのままでも15cm以下のものや、ビニール紐や革のベルトなど、丸めると15cm以下になるものがあります。

また、従来「破碎ごみ」としていた、マヨネーズやケチャップのチューブ、油のボトルといったもので、汚れが取り除けない「プラスチック製容器包装」や、輸液バッグ、スチーム器具、カテーテルなどの在宅医療器具についても、大きさに関わらず「燃やすごみ」として排出できるように変更いたします。

これら小型の「破碎ごみ」は、普段の生活の中で、比較的よく排出されるものであり、これを、次回の「破碎ごみ」まで溜めておくことなく、週2回ある「燃やすごみ」で即座に排出できるということは、それだけでもかなり排出利便性が高まることになると考えております。

実施時期については、本年の10月からを予定しておりますが、まずは4月から桃花台地区全域をモデル地区として、先行して実施し、ごみの排出状況やごみ集積場、収集、エコルセンターでの処理における影響などを調査しております。そこで特

夫馬主査

に支障がないと判断した上で、実施することとします。

次に（２）の「剪定枝、落ち葉のごみ集積場回収」についてご説明します。

現在、ごみ集積場に排出された剪定枝・落ち葉類は、エコルセンターで「燃やすごみ」として焼却処理しておりますが、エコルセンターで行った内容物調査から、その量は約３，６００トンにのぼると推計されます。

平成２９年１２月２３日に新小木に第３資源回収ステーションを開設し、市内で２箇所目となる剪定枝の拠点回収場所を設けたところですが、軽トラックなどを所有していない方も多くいるため、未だ多くの剪定枝類が「燃やすごみ」としてごみ集積場に出されているのが現状であります。

そこで、ごみ集積場において、縛って排出された剪定枝、落ち葉については、「燃やすごみ」と区別するため、また、容量が大きな袋でも可とするため、白袋ではなく排出者が用意した任意の透明袋で排出されたものについて、資源の「剪定枝」として回収し、再資源化施設で資源化することといたします。

なお、収集方法については、「燃やすごみ」の収集を、昨年１０月から原則午前中に完了するようにしたことから、燃やすごみの収集委託業者が午前中にまず「燃やすごみ」を収集し、午後から「剪定枝類」を回収することを考えております。

実施時期については、収集委託業者と調整した上で、平成３０年１０月から行う予定としております。

次に（３）の「古紙・古布」の排出ができるごみ集積場の拡大についてご説明します。

本市では、「燃やすごみ」専用の集積場が市内に約３，０００箇所、破砕ごみ及び資源専用の集積場が１，８７２箇所あります。しかしながら、古紙・古布及び蛍光管については、収集効率などの問題から、資源専用の集積場１，８７２箇所のうち、１，０４０箇所の集積場でしか収集を行っておりません。その

夫馬主査

結果、多くの市民が遠方の集積場や資源回収ステーションなどまでこれらを運ぶ必要があり、また、「燃やすごみ」などに混入する要因にもなっております。

そこで、本年４月から地元や共同住宅などの集積場管理者と調整し、スペース的に古紙・古布及び蛍光管を排出できる集積場については、収集を行うこととし、市民の利便性と古紙等の収集量の拡大を図ることとしました。

次に（４）の「「雑がみ」の週１回回収」について説明します。

平成２９年から雑がみの簡素化を行い、ビニールや金属がついたものでも出せるようにいたしました。それにより、雑がみの排出量は先ほども申し上げましたとおり、平成２８年度の１．７倍に増加しました。しかしながら、エコルセンターの内容物調査から、「燃やすごみ」には、資源とならない古紙も含まれるものの、約７，０００トンの古紙が混入していると推計されます。

これらの要因としては、先の（３）にあげた排出する場所が少ないという点、「雑がみ」に対する分別意識がまだ低い点、そして、先ほどの小型「破碎ごみ」と同様、「雑がみ」が普段の日常生活からよく出るのに対して、月２回しか排出することができないという排出機会が少ないという点が挙げられます。

こちらについては、本年４月から「雑がみ」を資源用指定袋（緑袋）のみでの排出としたことから、これまでは原則として雨天時は、「古紙類」を排出することができませんでしたが、雨天時も排出できるようにしております。それに加え、排出機会を増加させるため「雑がみ」の排出を月２回から、週１回排出できるよう変更します。

実施時期については、分別の簡素化と同様、本年４月から桃花台地区をモデル地区として先行実施し、特に支障がなければ平成３１年４月から実施します。

夫馬主査

次に（５）の「古紙（雑がみを除く）・古布」の集団回収移行についてご説明します。

現在、「古紙・古布」については、市が収集を古紙業者に委託し、収集したものを売却しております。新聞、雑誌、段ボールなどは、市場等の影響も受けませんが、収集に要する経費を差し引いても、売却益を期待できるものであります。

そこで、週１回収とする「雑がみ」を除き、「古紙・古布」については、地域との協働事業の一環として、行政回収から地域での集団回収方式に移行します。

回収方法については、将来的には地域の実情にあった形で実施していただきますが、当面は今までどおり、ごみ集積場で回収いたしますので、市民にとって出し方が変わるものではありませんが、「地域に還元される」ということで、今まで集積場以外で排出していた方が、集団回収で出すことはあるかと思えます。

売却益については、回収実績を市で取りまとめ、行政区ごとに世帯数に応じて還元します。

実施時期については、平成３０年４月から桃花台地区をモデル地区として、先行実施し、特に支障がなければ、平成３１年４月から実施予定です。

次に（６）の「脱水汚泥のバイオガス発電施設への搬入」について、説明します。

先に新聞等でご覧になった方もあるかもしれませんが、平成２９年１２月２０日に「バイオガス発電施設の整備等」について、アーキアエナジー株式会社及び株式会社バイオス小牧とで協定を締結しました。

これは、平成３２年夏竣工予定となっておりますが、市が下末地区の工業専用地域に、メタン発酵施設を核とする中間処理施設と発電施設を誘致し、運営会社が市内及び県内事業所から排出される１日８０トンの食品残渣から、メタン発酵により発電を行うものです。約１，５００世帯分の電力供給が可能で、地産地消の再生可能エネルギー電源として売電をする計画と

夫馬主査

なっております。

本市としては、現在、エコルセンターで処理している市内事業所からの食品残渣の減量が期待でき、また、同じくエコルセンターで焼却処理している、クリーンセンターで処理した後に排出される約1,000トンの脱水汚泥についても同施設に搬入することで、ごみの減量化を図ろうとするものであります。

次に（7）の「事業系ごみの分別の徹底・再資源化の推進」について、ご説明いたします。

本市では、年間約1万2,000トンの事業系ごみがエコルセンターで処理されております。この内、かなりの部分を食品廃棄物が占めると推測され、本市としても、事業者に対して、分別の徹底及び食品残渣等の資源化を推進するよう指導してまいりました。

しかしながら、市内に資源化する施設がないこともあり、平成28年度においては、わずか約680トンの食品廃棄物が市外の資源化施設で処理されるに留まり、また、分別についても未だプラ容器等の混入が多々見られるなど、改善には至っていない状況です。

そこで、排出事業者及び収集を委託された一般廃棄物収集運搬許可業者への指導を徹底するとともに、莫大な費用をかけ、平成27年度からエコルセンターのごみ処理施設を更新したことに伴い、実費相当額を負担していただくべく、ごみ処理手数料の見直しについて検討していきたいと考えております。

続きまして、3の「ごみ減量化目標」について、ご説明します。

資料にもありますよう、すぐには実現できるものではありませんが、剪定枝、落ち葉で年間2,000トン、雑がみで1,000から2,000トン、脱水汚泥で1,000トン、事業系ごみで2,000から3,000と、将来的には合計して、7,000トンから8,000トンの減量化を目指してまいりま

夫馬主査	<p>す。</p> <p>次に（４）の実施スケジュールとなりますが、</p> <p>①「古紙・古布」の排出できるごみ集積場の拡大、②「雑がみ」、「古布」の雨天時収集、③「雑がみ」の紙袋での排出禁止、④桃花台地区において、分別の簡素化、「雑がみ」の週１回回収、「雑がみ」を除いた「古紙・古布」の集団回収の先行実施がすでに本年４月から実施済みです。</p> <p>本年１０月から実施するものとしては、①全市における分別の簡素化、「剪定枝、落ち葉」のごみ集積場回収となります。</p> <p>最後に、平成３１年４月から実施するものとしては、①全市における「雑がみ」の週１回回収及び「雑がみ」を除いた「古紙・古布」の集団回収への移行となります。</p>
長谷川(宏)係長	<p>補足をさせていただきます。</p> <p>先ほど委員からご指摘がありました「クリーンアップ・大掃除で排出する場合、９０ℓの袋を配布する」ことについてですが、今回お配りした資料は一般向けの資料となるので記載がありません。実際は、区長会向けにお配りした資料にあるとおり、袋をお配りします。</p>
小柳会長	<p>ただいまの説明について、質疑・意見等があればお願いします。</p>
沖本委員	<p>いくつかございます。</p> <p>まず、ごみの分別の簡素化ですが、説明の中にカテーテルが出てきました。カテーテルは医療系廃棄物だと思いますが、燃やすごみとして処理をする許可を取られているのでしょうか。また、炉の大きさは１ｍから１ｍ５０ｃｍ角はあるので、１５ｃｍ以下とは言わず、もっと大きなごみを燃やしてもいいのではないかと思います。</p> <p>先ほど炉でコークスを使用している話をしましたが、プラスチック製容器包装も高カロリーであるため、コークスに変わる</p>

<p>沖本委員</p>	<p>エネルギーとなるのではないかと思います。実際に集積場では、プラスチック製容器包装の収集があるときは燃やすごみと同じ収集日なのでごみ集積場がいっぱいになっています。したがって、仮にプラ容器が燃やすごみに移れば、燃やすごみは週2回収集日があるので、排出量が均一化され集積場の圧迫を避けられるのではないかと考えています。</p> <p>最後に、ごみ集積場は共同住宅が建つときは、設置されますが、戸建てが新築されてもごみ集積場が増えることはないので、既存のごみ集積場がさらにいっぱいになってしまいます。可能ならば、新築を建てる際に集積場を設置できないか市から呼びかけてもらえないでしょうか。</p>
<p>藤田課長</p>	<p>15cm未満の破砕ごみについては、小牧岩倉衛生組合との調整やお地元との協定などの関係を踏まえてこの大きさとなりました。</p> <p>続いて、プラスチック製容器包装を燃やすごみとして収集して溶融するいわゆるサーマルリサイクルの話です。本市では、容器包装リサイクル法に基づいて、平成15年4月から資源として収集を開始したところです。委員のおっしゃるとおり、資源として収集をするのではなく、可燃ごみとして収集、処理したほうが効率よいのではないかという話もございます。実際に焼却をしている市町村もございます。</p> <p>しかし、国も現在、考え方を整理している段階であり、本市においても収集費用や梱包に係る経費などを検証し、どのような方法が効率がよいか検討していきます。</p> <p>集積場の設置については、地域によって収集日が異なりますが、プラスチック製容器包装はかさをとるため、燃やすごみや他の資源と収集日が重なる地域ではごみ集積場がいっぱいになってしまうことは存じております。</p>
<p>小柳会長</p>	<p>分別の簡素化はまだ全市的には実施していないため、なかなか実感をもつことは難しいかもしれませんが、桃花台地区にお</p>

小柳会長	<p>いては、モデル地区というよりは、問題検証の場として考えています。私自身は、これまでの分別方法が定着しているため、ボールペンなどのプラスチック製品を燃やすごみに入れることはにはまだ抵抗があります。</p> <p>また、雑がみの収集についても、まだ紙袋で出す人がいるので、全市的に実施するにはもっと啓発をしていく必要があります。</p> <p>現在、先行実施をして2か月が経とうとしているところですが、やってみたことでわかった問題点などを報告いただいて、全市的に実施する前に検証してほしいです。</p>
藤田課長	<p>桃花台地区には、頻繁に現地へ足を運び状況を確認しております。また、燃やすごみについては小牧岩倉エコルセンターで任意に袋を抽出し、組成調査を実施しております。市でも破碎ごみの組成調査を実施し、検証をしております。</p>
杉本委員	<p>何点かよろしいですか。</p> <p>分別の簡素化を実施することで、これまで築き上げてきた市民の分別意識が台無しになってしまう恐れはありませんか。</p> <p>また、ゴム製品を入れることで塩素濃度は大丈夫なのでしょうか。</p> <p>最後に、バイオガス発電所で脱水汚泥を処理するとのことですが、1,000トンのごみ減量は月間か年間かどちらですか。</p> <p>バイオガスを発生させて発電するのだと思いますが、余ったものの処理工程はどのようなになっていますか。</p>
藤田課長	<p>分別の簡素化による分別意識の低下については、懸念をしております。市民の中に勘違いをして、なんでも入れてよいと考え、資源を白袋に入れてしまう人が出てきてはいけないので、周知・啓発を徹底していきます。</p> <p>ゴムについては、従来は破碎ごみとして収集し、破碎ピットに投入しておりました。その後、破碎機にかけて概ね15cm</p>

藤田課長	<p>角に砕き、溶融ピットへ投入して燃やすごみと一緒に溶融しております。したがって、15cm以内のゴムが直接、溶融ピットへ投入されたとしても、従来から溶融をしていますので、変化はないと考えております。</p> <p>脱水汚泥については、クリーンセンターから発生するものですが、平成29年度は約925トンでした。現在は、これを小牧岩倉エコルセンターで処理しておりますが、平成32年夏頃に下末地内に建設されるバイオガス発電所で処理をしたいと考えておりますので、年間で約1,000トンのごみを減量することとなります。</p>
杉本委員	<p>年間1,000トンを受け入れて、その施設の受入能力を越えてしまうことはないのでしょうか。</p>
藤田課長	<p>民間の施設でまだ詳しいことまでは把握をしておりませんが、処理能力は1日約80トンとのこと。クリーンセンターから発生する脱水汚泥は、1日5～6トン程度ですので、施設の規模から考えると影響がないものと考えております。</p>
沖本委員	<p>先ほど質問したカテーテルについてはどうですか。</p>
河村委員	<p>カテーテルは医療廃棄物で、小牧岩倉エコルセンターで処理できたとしても、収集の過程で感染の恐れがあるので入れるのはよろしくないのではないのでしょうか。</p>
藤田課長	<p>一度、確認をしまして周知をします。</p>
舟橋(雅)委員	<p>小牧岩倉エコルセンターなどの施設を見学することはできませんか。ここで議論するだけでなく、現場を見てみないと納得できない内容がありますので。</p>
藤田課長	<p>当審議会においては、2年間の任期の中で1度、先進地視察</p>

藤田課長	<p>ということで処理施設などを見学する機会がございます。</p> <p>過去には、小牧岩倉エコルセンターへ行ったこともございましたので、調整させていただきます。</p>
北出委員	<p>ごみの減量とは異なるかもしれませんが、プラスチック製容器包装に納豆などの汚れた容器を入れてもよいのでしょうか。その後、燃料などになるので入れてもよいというなら問題はありませんが、入れていけないならば周知をしてほしいです。</p>
長谷川(宏)係長	<p>本市においては、プラスチック製容器包装は中間処理施設で選別、梱包されます。その過程で、汚れがついたものは取り除かれることがあります。</p> <p>そして、最終的な処理先については、国の容器包装リサイクル協会が処理先を割り振っており、本市のものについては、富山県の施設で処理をされ、プラスチック製のパレットにリサイクルされています。</p>
沖本委員	<p>先日テレビで、中国がプラスチックの受入をやめたため、日本でも処理先がなくなって溜まっているという報道がありました。小牧市は大丈夫なのでしょうか。</p>
長谷川(宏)係長	<p>本市は、国の機関である容器包装リサイクル協会と契約をし、処理をしていますので大丈夫です。</p>
五藤副会長	<p>小牧市では、ごみの減量が着実に進んでいると話がありましたが、総排出量約43,000トンのうち事業系ごみが約12,000トンもあるというのはいかかなものかと思います。</p> <p>ご家庭において市民が減量のために努力をしているので、事業系ごみも減量を徹底するよう働きかけるべきだと思います。</p>
馬場委員	<p>雑がみを集積場に出し忘れてしまった場合、第2資源回収ステーションへ持っていくことは可能でしょうか。</p>

長谷川 (宏) 係長	お持込いただけます。ただし、第2資源回収ステーションは土日のみとなりますので、よろしく願いいたします。
小柳 会長	時間の関係もございますので、ここまでといたします。 長時間に渡り、ご意見・ご協力をいただきありがとうございます。これにて閉会とします。